

福山サッカー協会会計規約内規

福山サッカー協会第14章会計規約第52条(1)会費及び(2)加盟団体よりの加盟金及び個人登録料は、次の内規を定める。

(1) 会費

規約第6章の役員は、毎年4月末日までに、次項に定める会費を、本協会に納付しなければならない。

① 理事	5,000円
② 特任理事	3,000円

(2) 加盟団体よりの加盟金及び個人登録料

規約第4章の組織及び加盟団体は第6章及び第7章に賛同する種別加盟チームは、毎年4月末日までに、次項に定める加盟金(登録料)、本協会に納付しなければならない。

加盟金(登録料)の金額は、次の各号の合計金額とする。ただし、チーム選手登録料は除外する。尚、キッズは公益財団法人日本サッカー協会及び公益財団法人広島県サッカー協会に準拠し徴収しない。

- ① 第1種加盟チーム数 × 10,000円
 - ② 第2種加盟チーム数 × 5,000円
 - ③ 第3種加盟チーム数 × 5,000円
 - ④ 第4種加盟チーム数 × 5,000円
 - ⑤ 女子加盟チーム数 × 10,000円
*年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する
 - ⑥ 女子加盟チーム数 × 5,000円
*12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される
 - ⑦ 女子加盟チーム数 × 5,000円
*18歳以上
 - ⑧ 女子加盟チーム数 × 5,000円
*15歳以上18歳未満又は高等学校在学中
 - ⑨ 女子加盟チーム数 × 5,000円
*12歳以上15歳未満又は中学校在学中
 - ⑩ シニア加盟チーム数 × 10,000円
 - ⑪ フットサル第1種加盟チーム数 × 10,000円
 - ⑫ フットサル第2種加盟チーム数 × 5,000円
 - ⑬ フットサル第3種加盟チーム数 × 5,000円
 - ⑭ フットサル第4種加盟チーム数 × 5,000円
- ※チーム編成が無い場合運用上、④第4種加盟チーム扱いとする。

(3) 加盟登録チームは、福山サッカー協会主催・共催事業への参加資格を有し、コメンシップにおける表彰対象とする。

(4) 役員会費及びチーム加盟登録料の未納は原則、役員退会及びチーム加盟を脱退したものとして扱うが、常任理事会で決議を経て正式脱会させる。

この内規は、令和6年4月29日より施行する。

2024.3.28